



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外239名

被告 国 外1名

2016〔平成28〕年12月2日

準備書面 36

—規制権限論に関する反論—

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



第1 被告国の主張の要旨

被告国は、要旨、次のように主張している。

- ア 炉規法における安全規制においては、段階的安全規制が採用されており、原子炉設置許可の段階における安全審査では、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性が審査される（前段規制）。
- イ 基本設計ないし基本的設計方針の妥当性が認められた場合には、基本設計及び基本的設計方針を土台として策定された詳細設計の妥当性や安全性が審査される（後段規制）。
- ウ 省令62号が定める技術基準は、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性が原子炉設置許可の段階で確認されていることを前提に、これをふまえた詳細設計に基づき、工事がされ、使用に供される事業用電気工作物の具体の部材、設備等の技術基準として定められたものである。
- エ 平成24年改正前の電気事業法40条が定める技術適合命令は、後段規制における技術基準の不適合についてのみその是正を図るものであり、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる問題については後段規制の対象となりえないから、これらの問題について技術基準適合命令により是正することはできない。
- オ 福島第一発電所の設置許可処分当時における津波に対する事故防止対策については、敷地高さを想定される津波の高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐことを基本とし、津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないものとするを基本設計ないし基本的設計方針としていたことから、敷地高さを超える津波の知見が得られた場合には、福島第一発電所の原子炉設置許可処分当時の安全審査において前提とした基本設計ないし基本的設計方針を超えた津波対策が必要となるため、「基本設計ないし基本的設計方針」の変更となる。

第2 被告国の主張（イ・ウ・エ）が誤りであること

1 省令62号4条

(1) 省令62号4条は、津波について、次のように定めている。

原子炉施設並びに…蒸気タービン及びその附属設備が津波により損傷を受けるおそれがある場合は、防護施設の設置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

(2) 上記の「津波」が「敷地を越える津波」であるかどうかについて、特に文言上の限定はないが、原子炉施設等が「損傷を受けるおそれがある」津波であることが前提となっているのであるから、少なくとも「敷地を越える津波」がこれに含まれることは明らかである。

2 省令62号4条は被告国の主張と齟齬すること

(1) 第1で確認した被告国の主張イないしエが正しいのであれば、後段規制の段階において、省令62号4条に定める「原子炉施設が津波により損傷を受けるおそれがある場合」に該当する状況を具体的に想定することは困難である。

原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれがないことは、基本設計ないし基本的設計方針として、すでに前段規制の段階で確認されているはずであり、これをふまえた詳細設計について技術基準の適合性を検討する段階で、「原子炉施設等が敷地を越える津波により損傷を受けるおそれがある」と判断されることは、被告国が理解する規制の構造と技術基準の趣旨からすればありえないと考えられるからである。

別言すれば、被告国の主張によって省令62号4条が存在する意味を合理的に説明することはできない。

(2) 被告国が述べるとおり（オ）、「津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないものとする」とは「基本設計ないし基本的設計方針」にかかわる事項であると考えられる。

他方において、すでに見たとおり、省令62号4条は、敷地を越える津波によって原子炉施設が損傷を受ける事態を想定していることが明らかであるところ、これは技術基準である省令62号4条が「基本設計ないし基本的設計方針」にかかわる事項についても後段規制が及ぶことを定めているものと理解するほかない。

そうであるとすれば、被告国の主張イないしエは、いずれも誤りである。

(3) 原告がその準備書面25・15頁以下で述べたとおり、技術基準省令1条(適用範囲)について、保安院は、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」(以下「解釈」という)を定めており、解釈1条は、次のとおり定めている。

第1条(適用範囲)

1 本省令の、原子力発電所に対する許認可上の位置づけは、設置(変更)許可申請に対する安全審査で確認された事項を、工事計画等の後段規制において具体的に確認するための基準である。

そして解釈1条は、後段規制を詳細設計に限定するなどとは述べておらず、前段規制の「安全審査で確認された事項」について、「具体的に確認するための基準」であると述べているのであるから、詳細設計のみならず「基本設計ないし基本的設計方針」にかかわる事項についても後段規制は及ぶものと解される。

第3 結論

省令62号4条は、原子炉設置許可の段階において、津波により原子炉施設等の安全機能が重大な影響を受けることがないことが確認されていたにもかかわらず、後段規制において、津波により原子炉施設等の安全機能が重大な影響を受けおそれがあるとされる場合を想定し、その場合には、事業用電気工作物を設置する者に対し、「防護施設の設置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じ」

ることを義務づけている。

そして、適切な措置が講じられていない場合、被告国は、技術基準適合命令により、これを是正することができる。

以上